

要配慮者避難確保事業取組報告会 アンケートの回答

No.	質問	回答
1	個人情報の定義、取り扱いを知りたい。情報の共有はどこまでの範囲で許されるのか。	市が作成する避難行動要支援者名簿のうち、平常時から自主防災会や自治会、民生委員などの避難支援等関係者に名簿情報を提供することに同意をしている人及び個別避難計画を作成している人の情報は、現在、担当する自主防災会と民生委員に提供し、適切な避難支援等が実施されるよう、平常時の見守りや防災訓練時の安否確認等に御活用いただいております。 また、自主防災会や自治会など避難支援者等関係者での共有は、必要な情報のみとし、目的外利用の禁止及び名簿や個別避難計画の保管に御留意いただき、毎年度実施する「自主防災会説明会」においてその旨を周知しているところです。 なお、現に災害が発生、又は発生するおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し必要に応じ提供されることとなっております。 詳しくは、地域防災計画（共通対策編 P 32～P 34）を御参照ください。 ＜参考＞ 避難行動要支援者の外部情報提供及び個別避難計画作成に係る同意確認の文章は次のとおり 「災害時における私の避難支援活動に役立てるため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を平常時から市役所（福祉部局・防災部局）及び自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に提供することに同意します。」
2	支援が必要と思われる人でも、本人達からの申し出がない方の場合はどうしているか。	日頃の活動の中での声掛けなどによって、少しずつつながりを深めていくことから始めることが有効と考えます。
3	個別避難計画の取り組みで市として「誰一人・取り残さない」という事でやっていますが、「避難行動要支援者」1,649 人に対して 2/3 程度の人を作成してない状況では、本来の目的が達せられないように思う。今後、どう取り組んでいくか是非早急に考えてほしい。個別避難計画に申し込まなければ取り残されるのではと思う。	令和 5 年度に実施した避難行動要支援者名簿の方に、平常時から外部提供の意思確認をした結果、不同意の方は約 600 名で、自力での避難が可能である、家族等の支援を受けることができる、施設入所等で在宅ではないなどの理由で、平常時の名簿情報の提供は不同意としています。 一方、同意の方は約 700 名で、基本的にはこの同意者うち必要な方へ個別避難計画の作成（更新）をしていきます。具体的には、今後、①ハザードマップ、②支援配慮の度合い、③生活環境にて優先順位を整理して、ハイレスクの方から実効性のある個別避難計画の作成（更新）をしてまいります。 また、本市が考える「誰一人取り残されずに」とは、地域の方が避難行動要支援者のことを知らなかったために、助けることができなかったということがないよう、避難支援から取りこぼすことがないような状態を指しております。 過去の災害においても、自力での避難が困難な方を、その状況を周囲の方々が知らなかったために、助けられなかったという事例が多数あったとのことです。災害時に確実な避難支援が約束されるものではありませんが、平時からの顔の見える取組で、災害時に避難ができる、命が助かる可能性を高めるとともに、地域のつながりを高めることで、「誰一人取り残さないようにする取組」を進めてまいります。
4	牧之原市避難情報を流してほしい。4 次被害想定の中で、避難者数が 36,844 人→33,099 人→41,083 人と減ったあとになぜ増えるのか理由を知りたい。どのくらいの時間が経てば減るのか。	大津波警報が解除され一度家に戻る⇒しばらくは自宅で生活をする⇒水道などのライフラインの復旧に時間がかかるため避難所等に行くという想定であることから、地震発生直後よりも 1 ヶ月が経過したあとの方が避難者は増えるとされています。
5	落居の防破堤ができているが津波がきたとき守れるのか。深水高さはかわってくるのか。	防潮堤は避難の時間を稼ぐためのものだと考えております。 今のところ浸水深が変わる予定はありません。